

夢洲関連工事調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 夢洲における関連工事の円滑な推進を図るため、一元的な工事調整、進捗管理及び情報共有を行うことを目的に、「夢洲関連工事調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 夢洲で実施される関連工事の一元的な工事調整及び進捗管理に関すること
- (2) 夢洲で実施される関連工事の情報共有に関すること

(組織)

第3条 調整会議は、座長及び委員で組織する。

- 2 座長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。但し、座長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の者に調整会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 調整会議の所掌事務に係る実務上の検討及び調整を図るために、座長が必要と認めるときは、部会及びワーキングを設置することができる。

(会議の開催)

第4条 座長は、調整会議を招集し主宰する。

- 2 調整会議については非公開とする。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局は、建設局が担当し、万博推進局、IR推進局及び大阪港湾局は会議の運営に協力する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、座長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年11月13日から施行する。

別表

座 長	大阪市 建設局臨海地域事業推進本部長
委 員	大阪府・大阪市 万博推進局整備調整部長 大阪府・大阪市 IR 推進局副理事 大阪府・大阪市 大阪都市計画局拠点開発室副理事 大阪市 建設局臨海地域連絡調整担当部長 大阪市 建設局臨海地域事業調整担当部長 大阪府・大阪市 大阪港湾局営業推進室長 大阪府・大阪市 大阪港湾局計画整備部長 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会交通局審議役 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会施設維持管理局担当部長